

石綿健康被害対策の推進



【令和8年度予算（案）774百万円（813百万円）】



石綿による健康被害に係る被害者等で労災補償等の対象とならない方について迅速な救済を図ります。

1. 事業目的

石綿健康被害救済制度に係る医学的判定及び給付事務を実施すること、また、石綿健康被害に関する知見収集や医療従事者育成等の事業により適かつ効果的な医学的判定を推進すること等により、石綿による被害者等の迅速な救済を図る。

2. 事業内容

クボタショックを受けて、平成18年に「隙間のない救済」という方針のもと、石綿による健康被害の迅速な救済を図るために石綿健康被害救済制度が制定された。

審議会等で適かつ効率的な医学的判定を実施（①）するとともに、制度の検証の議論に役立てるための諸外国の石綿健康被害の実態や対応・施策の知見の収集（②）、自治体の石綿読影の精度向上に向けた知見の収集（③）、石綿関連疾患の正確かつ迅速な診断に資する調査研究・医療従事者の育成（④）、認定された中皮腫患者の医学情報の集積及び幅広い情報提供（⑤）、肺がんの医学的判定に用いられる石綿纖維計測の精度管理（⑥）を実施し、石綿による健康被害の迅速な救済につなげる。

また、石綿健康被害救済事業（認定及び救済給付の支給・基金の管理等）を確実に実施するため、石綿健康被害救済法第32条に基づく費用を独立行政法人環境再生保全機構に交付（⑦）する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 直接実施①／請負事業②③④⑤⑥／委託事業③／交付金⑦
- 相手先 民間事業者・団体等②③④⑤⑥⑦／地方公共団体③
- 実施期間 平成18年度～

4. 事業イメージ

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ①石綿健康被害対策室関係経費 | ②海外動向調査事業 |
| ③石綿読影の精度確保等調査事業 | ④医学的所見の解析調査・診断支援事業 |
| ⑤中皮腫登録事業 | ⑥石綿纖維計測体制整備事業 |
| ⑦石綿健康被害救済事業交付金 | |

【例】④の事業



石綿による健康被害の迅速な救済

救済給付の額の見直し
(本事業の予算額には含まれない基金による給付)

認定者等への療養手当、葬祭料、特別葬祭料について、**令和8年4月から、これまでの物価等の変動を考慮した額への見直しを実施**
(※額は令和7年度末に決定)